

徳島県告示第五百二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和六年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名 称	区 域	面 積	存続期間
徳島特定 猟具使用 禁止区域	徳島市北沖洲四丁目の国土交通省吉野川右岸河川管理用道路と沖洲防潮堤との交点を起点とし、同所から同防潮堤を南に進み県道徳島沖洲インター線との交点に至り、同所から同県道を東に進みマリンピア沖洲の防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を右回りに進みマリンピア沖洲南進入道路の港湾管理道路との交点に至り、同所から同道路を西に進み沖洲防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を南に進み新町川左岸との交点に至り、同所から津田木材団地臨海道路第二海岸橋西詰との見通し線を南東に進み同橋西詰に至り、同所から津田第一水面貯木場西側汀線を南に進み勝浦川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み多々羅川排水樋門に至り、同所から多々羅川右岸を北に進み県道徳島環状線新浜南橋東詰に至り、同所から同県道を西に進み同橋西詰に至り、同所から市道多々羅川北堤上線を西に進み市道大野・山城線新川橋北詰に至り、同所から同市道を北東に進み県道徳島環状線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から県道鮎喰新浜線を西に進み県道宮倉徳島線との交点に至り、同所から市道法花谷・法花谷山線を西に進み市道配水場線との交点に至り、同所から同市道を西に進み徳島市水道局配水場に至り、同所から同配水場外周を右回りに進み法花谷配水場貯水タンクへ通じる階段との交点に至り、同所から同階段を西へ進み同貯水タンクに至り、同所から稜線を南西及び北西に進み朝宮神社に至り、同所から同神社前の水路を北に進み星河内谷川との交点に至り、同所から同川を北に約二〇〇メートル進み同川に架かる橋に至り、同所から市道寺山東線を西に進み一般国道四三八号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み園瀬橋北詰に至り、同所から眉山鳥獣保護区の境界線を左回りに進み県道神山鮎喰線との交点に至り、同所から同県道を北に進み	三、三四 〇ヘクタ ール	令和六年 十一月一 日から令 和十一年 十月三十 日まで

	上鮎喰橋東詰に至り、同所から市道鮎喰・北島田堤上線を北東に進み不動橋南詰に至り、同所から県道徳島吉野線を東に進み吉野川大橋南詰に至り、同所から県道沖ノ洲埠頭線を東に進み国土交通省吉野川右岸河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
徳島市総合動植物公園特定猟具使用禁止区域	徳島市渋野町学頭の県道八多法花線と市道渋野・八多線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み市道辻西東線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道上八万・渋野線との交点に至り、同所から同市道を北に進み緑のリサイクルセンター入口に至り、同所から市有地と民有地との境界線を北西に進み徳島市渋野町と同市上八万町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同市上八万町と同市方上町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み三等三角点上八万（標高二二九・八メートル）に至り、同所から市有地と民有地との境界線を南東に進み森神杜南側の市道森谷・原田・北ノ山線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道八多法花線（旧道）との交点に至り、同所から市道溜尻線を南に進み県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	八七ヘクタール	同
しらさぎ台特定猟具使用禁止区域	徳島市上八万町上中筋の西光寺橋東詰を起点とし、同所から園瀬川右岸を南に進み花房橋南詰に至り、同所から一般国道四三八号を西及び南に進み徳島市と名東郡佐那河内村との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に約六〇〇メートル進んだ地点に至り、同所から稜線を北に約二五〇メートル進み谷との交点に至り、同所から同谷を北西に進み夫婦溜池南端に至り、同所から同池西側汀線を北に進み徳島市一宮町東丁に通じる山道との交点に至り、同所から同山道を西に進み市道宇和山一号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道東丁本線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道一宮下中筋線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	二九六ヘクタール	同
大津南特定猟具使用禁止区域	鳴門市大津町矢倉の一般国道二八号大津橋南詰を起点とし、同所から同国道を南に進み県道徳島空港線との交点に至り、同所から同県道を西に進み旧吉野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円	五三ヘクタール	同

	の区域		
小松島特定猟具使用禁止区域	徳島市大原町の大崎突端を起点とし、同所から海上自衛隊小松島航空基地北端との見通し線の海上を南東に進み同航空基地北端に至り、同所から同航空基地外周を右回りに進み県道和田島赤石線との交点に至り、同所から同県道を赤石方面に進み県道徳島小松島線との交点に至り、同所から同県道を南に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を西に進み立江川橋東詰に至り、同所から立江川右岸を南西及び南東に進み県道阿南小松島線平成橋東詰に至り、同所から同県道を西及び北東に進み立江川橋西詰に至り、同所から立江川左岸を北に進みＪＲ牟岐線との交点に至り、同所から同線を北西に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小松島市と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み根井鼻突端に至り、同所から海岸線を北に進み小神子海岸及び大神子海岸を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	一、八二〇ヘクタール	同
石井特定猟具使用禁止区域	名西郡石井町高原の県道高原石井線と旧の県道徳島鴨島線との交点（徳島バス高原停留所）を起点とし、同所から同道路を東に進み県道石井引田線との交点に至り、同所から町道高畑東七一号線を東に進み町道高川原二七号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進みＪＲ徳島線の城の内踏切南詰に至り、同所から町道重松一四号線を北に進み町道重松一五号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道大万二四号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道高原石井線との交点（光厳寺南東角）に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四四四ヘクタール	同
吉野川市街地特定猟具使用禁止区域	吉野川市山川町川田のＪＲ徳島線と市道川田一号線との交点を起点とし、同所から同市道を北に進み県道井上川田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を東に進み県道船戸山川線との交点に至り、同所から同県道を東に進み野郷神社北側の国土交通省河川管理用道路との交点に至り、同所から最も吉野川寄りの同道路を北東に進み山川バンブーパーク北東端に至り、同所から最も川田川寄りの同道路を南に進み同パーク管理棟前に至り、同所から県道船戸山川線を南に進み瀬詰橋南詰に至り、同所から吉野川堤防堤天道路を東に進みほたる	二、六九〇ヘクタール	同

	川樋門を経て吉野川市と板野郡上板町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み同市と名西郡石井町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道西麻植下浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み吉野川市鴨島町山路の市道十二キ・山路田渕線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道山ノ南・四反地線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鴨島神山線との交点に至り、同所から同県道を北に進み県道西麻植下浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み県道神山川島線との交点に至り、同所から同県道を南に約一キロメートル進み市道栗村西谷・源光寺線との交点に至り、同所から同市道を北西に進みＪＲ徳島線南側の市道源光寺・近久線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道下女ノ辻・西出目線との交点に至り、同所から同市道を西に進み吉野川市川島町と同市山川町との境界線との交点に至り、同所から市道西久保・岩戸線を西に進みＪＲ徳島線との交点に至り、同所から同線を西に約一〇〇メートル進み県道二宮山川線との交点に至り、同所から同県道を東及び南西に進み市道古城三号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道祇園・川東線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道奥野井阿波山川停車場線との交点に至り、同所から同県道を西及び南に進み市道川東・久宗線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道井上川田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進みＪＲ徳島線との交点に至り、同所から同線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
穴喰・水床特定猟具使用禁止区域	海部郡海陽町穴喰浦の一般国道五五号水床トンネル南の徳島県と高知県との境界線と同国道との交点を起点とし、同所から同国道を北に進みトンネル内南側の同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東及び北に進みトンネル内北側の同国道との交点に至り、同所から同国道を北に進み町道古目甲浦線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道金目穴喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道正梶中角線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み山後二号橋に至り、同所から排水路を西に進み排水路トンネル入口に至り、同所から同排水路を南及び南西に進み海部郡海陽町日比原字馳馬七一番地先に至り、同所から町道元越線を北に進み町道正梶馳馬線との交点に至り、同所から	七四二ヘクタール	同

	吉野特定 猟具使用 禁止区域
同町道を西及び北西に進み馳馬大橋に至り、同所から穴喰川を西に進み排水路との交点に至り、同所から同排水路を北西に進み同川との交点に至り、同所から同川を北西に進み大門堰に至り、同所から町道角坂小学校線と県道久尾穴喰浦線との交点との見通し線を北東に進み同交点に至り、同所から同県道を東に進み町道岡線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道芥附海部線との交点に至り、同所から同県道を南東及び北東に進み農道汁組一号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み汁組橋に至り、同所から同農道を北西に進み通称ドガ谷との交点に至り、同所から農道汁組一号線終点との見通し線を北東に進み同農道終点に至り、同所から同農道を南東に進み町道広岡車ノ口線との交点に至り、同所から同町道を上広岡橋方面に進み県道芥附海部線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道久尾穴喰浦線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み農道八山裏線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東に進み県道久尾穴喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道中学校線との交点に至り、同所から同町道を北に進み穴喰中学校に至り、同所から同中学校及び県民グラウンドの外周を右回りに進み町道八坂北線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道久尾穴喰浦線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み町道乳の元線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み海部郡海陽町穴喰浦字那佐三十四一番地の一に至り、同所から海岸線を西及び南に進み通称カクイシ湾の防波堤との交点に至り、同所から同防波堤を東に進み穴喰灯台に至り、同所から鹿子居島北端との見通し線の海上を南東に進み同島北端に至り、同所からワレ島との見通し線の海上を南東に進み同島に至り、同所から竹ヶ島東南端との見通し線の海上を南西に進み同島東南端に至り、同所から通称ミツとの見通し線の海上を西南西に進み同所に至り、同所から二子島との見通し線の海上を西に進み同島に至り、同所から徳島県と高知県との境界線を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	那賀郡那賀町吉野字川口の川口橋西詰を起点とし、同所から一般国道一九五号を北東に進み通称大原歩道との交点に至り、同所から那賀川左岸の北緯三三度四九分一秒東経一三四
	一七ヘク タール
	同

	中野特定 猟具使用 禁止区域	度二九分〇秒の地点との見通し線を南に進み同地点に至り、 同所から同川左岸を南西に進み川口橋との交点に至り、同所 から同橋を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
穴吹特定 猟具使用 禁止区域	美馬市穴吹町穴吹の穴吹新橋を起点とし、同所から穴吹川 を南に進み県道田方穴吹線新市場橋に至り、同所から同県道 を北西に進み一般国道四九二号との交点に至り、同所から同 国道を北に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から 同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	三九ヘク タール	同	
宮内特定 猟具使用 禁止区域	美馬市穴吹町口山の県道端山調子野線と一般国道四九二号 との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み恋人洞門手 前の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北西に進み四等 三角点梅ノ窪（標高三六七・九メートル）に至り、同所から 稜線を北に進み静山荘に至り、同所から稜線を北に進み県道 端山調子野線竹鼻橋に至り、同所から同県道を北東に進み起 点に至る線で囲まれた一円の区域	一一〇ヘ クタール	同	
加茂特定 猟具使用 禁止区域	三好郡東みよし町加茂の町道加茂農免線と一般国道一九二 号との交点を起点とし、同所から同国道を東に進み町道加茂 中庄線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み加茂谷 橋に至り、同所から加茂谷川を北に進み三好郡東みよし町と 三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東 に進み県道出口太刀野線角の浦大橋との交点に至り、同所か ら同県道を南に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所 から同国道を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県 道を南に進み県道三加茂東祖谷山線との交点に至り、同所か ら同県道を北西に進み町道加茂農免線との交点に至り、同所 から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四三〇ヘ クタール	同	

菅生蔭特定猟具使用禁止区域	三好市東祖谷菅生の市道釜ヶ谷菅生線菅生橋を起点とし、同所から同市道を南西に進み菅生谷川との交点に至り、同所から同川を北西に進み祖谷川との交点に至り、同所から同川を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四八ヘクタール	同
---------------	---	---------	---

二1 禁止に係る特定猟具の種類

くくりわな

2 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名 称	区 域	面 積	存続期間
撫養特定 猟具使用 禁止区域	鳴門市撫養町南浜の市道南浜黒崎線とJR鳴門線との交点を起点とし、同所から同線を西に進み木津第二踏切に至り、同所から谷を北及び北西に進み標高一三〇メートルの地点に至り、同所から宮崎基礎建設株式会社の門との見通し線を北西に進み同門に至り、同所からNTTドコモ四国黒崎無線中継所電波塔との見通し線を北に進み同電波塔に至り、同所から稜線 ^{りょうせん} を西に進み一般国道一号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み県道鳴門公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道瀬戸撫養線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道南浜黒崎線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四〇〇ヘクタール	令和六年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで